

## ◆法令の対象となる建設作業

	対象の法令	区への届出	勧告基準	日曜休日の作業	作業時間
●	騒音規制法、振動規制法	必要	あり	禁止	7時～19時(10時間以内)
○	環境確保条例	不要	あり	禁止	7時～19時(10時間以内)
—	法令対象外	不要	なし	制限なし	制限なし

種類	主要機械・工法	対象法令		基準値(dB)		備考
		騒音	振動	騒音	振動	
さく岩機(騒音規制法) ブレイカー(振動規制法)	ハンドブレイカー (電動ピック、ハンドハンマ、ピックハンマ、ハンマードリルなども含まれる)	●	○	85	70	
	油圧ブレイカー(ジャイアントブレイカー)	●	●	85	75	
バックホウ	バックホウ(ユンボ、油圧ショベル、パワーショベル)	●○	○	法:85 条例:80	70	低騒音型を除く、80kw以上のものが騒音規制法対象。それ以外は条例対象。
トラクターショベル	トラクターショベル	●○	○	法:85 条例:80	70	低騒音型を除く、70kw以上のものが騒音規制法対象。それ以外は条例対象。
ブルドーザー	ブルドーザー	●○	○	法:85 条例:80	70	低騒音型を除く、40kw以上のものが騒音規制法対象。それ以外は条例対象。
空気圧縮機	空気圧縮機(コンプレッサー)	●	○	85	65	15kw以上のものが騒音規制法、条例(振動)の対象となる。 原動機が電動機の場合は対象外。 さく岩機の動力として使用する作業は対象外(さく岩機が法対象となる)。
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	ディーゼルハンマ	●	●	85	75	
	ドロップハンマ	●	●	85	75	
	もんけん(人力)	—	—	—	—	
	油圧パイルハンマ	●	●	85	75	
	エアハンマ	●	●	85	75	
	バイブロハンマ	●	●	85	75	
	油圧圧入、ワイヤ圧入	●	○	85	70	くい打機もしくはくい抜機が法対象。圧入式くい打くい抜機は条例対象。
	アースオーガ+直打工法	○	●	75	75	
	アースオーガ+根固め	○	○	75	70	
オールケーシング工法(ベノト工法)	○	○	75	70		
アースドリル工法	○	○	75	70		
びょう打作業	リベッティングハンマ	●	—	85	—	
	インパクトレンチ	○	—	80	—	
コンクリートプラント アスファルトプラント	コンクリートプラント	●	—	85	—	混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上の混練機が対象。モルタル製造用は対象外。
	アスファルトプラント	●	—	85	—	混練容量が200kg以上の混練機が対象。
	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	○	—	80	—	
鋼球	鋼球を使用して破壊する作業	○	●	85	75	
舗装版破砕機	ドロップハンマ車(舗装版破砕機を使用する作業)	○	●	85	75	
動力、火薬を使用して 解体・破壊する作業	動力・火薬を使用して破壊する作業 圧砕機(ニブラ、クラッシャー、オオワリ、コワリなど)	○	○	85	75	
締固め作業	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、 振動ランマ、その他これらに類する締固め機械	○	○	80	70	
その他の作業	コンクリートカッター	○	○	80	70	
	クレーン	—	—	—	—	
	発電機	—	—	—	—	
	高速カッター、グラインダー、電動カンナ、電動のこぎり	—	—	—	—	
	くぎ打ち機、タッカー	—	—	—	—	
	鉄骨の組み立て、金づち等の手作業	—	—	—	—	
	吹付けスプレーガン	—	—	—	—	
	トラック、資材搬出入作業	—	—	—	—	